

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	上野原市

上野原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課 農村地域づくり担当
所在地 山梨県上野原市上野原3832
電話番号 0554-62-3119
FAX番号 0554-62-1086
メールアドレス nosonchiiki@city.uenohara.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山梨県上野原市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜	260千円、94a
	いも類	85千円、20a
ニホンザル	野菜	880千円、317a
	いも類	63千円、16a
ニホンジカ	山中の樹木	新芽の被害、樹皮被害
アライグマ	野菜	農地への出没、目撃
アナグマ	野菜	農地への出没、目撃
ハクビシン	野菜	農地への出没、目撃
タヌキ	野菜	農地への出没、目撃
カワウ	アユ、ニジマス、ヤマメ	放流する稚魚の食害

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 本市でのイノシシによる被害は、ほぼ市内全域において発生している。期間としては、特に農作物の生育期や収穫期に被害が集中する。近年においては住宅地等周辺にも出没しており、住宅敷地内等にて掘り返しなど生活環境への被害が増加している。</p> <p>【ニホンザル】 本市でのニホンザルによる被害は、農地のほか近年は住宅地周辺においても発生しており、住宅密集地での目撃情報も寄せられている。特に、神奈川県との境で行動するK1群が活発に活動しており、桐原地区や奈須部地区周辺で被害や目撃情報がある。</p>

【ニホンジカ】

本市でのニホンジカによる被害は、林間部において多く発生している。山中の樹木の新芽や木の皮への食害被害があり、近年増加傾向にある。

期間としては通年であるが、餌の少なくなる冬期になると人家周辺など生活圏内においても目撃が増加する。

【アライグマ】

本市でのアライグマによる被害は、上野原地区と桐原地区で多く発生していたが、近年は市内全域に広がっている。住宅侵入等も発生しており、目撃や捕獲頭数が増加していることから、農作物以外への生活環境被害の増加が懸念される。

【アナグマ】

本市でのアナグマによる被害は、市内全域において農作物への被害が頻繁に発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

【ハクビシン】

本市でのハクビシンによる被害は、市内全域において農作物への被害が頻繁に発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

【タヌキ】

本市でのタヌキによる被害は、市内全域において農作物への被害が頻繁に発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

【カワウ】

本市でのカワウの被害は、桂川一体で発生している。飛来数においては、毎月実施している飛来調査で100羽前後となっており、アユ・ニジマス・ヤマメ等を捕食し、場所により魚の絶滅が危惧される状態である。3月1日のヤマメ解禁や4月中旬の鮎稚魚の放流など漁業組合運営上深刻な問題になっている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	114a、345 千円	97a、293 千円
ニホンザル	333a、943 千円	283a、801 千円
ニホンジカ	—	被害を最小限に抑える
アライグマ	—	被害を最小限に抑える
アナグマ	—	被害を最小限に抑える
ハクビシン	—	被害を最小限に抑える
タヌキ	—	被害を最小限に抑える
カワウ	—	被害を最小限に抑える

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲許可 有害鳥獣捕獲を猟友会に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を行っている。 カワウ等の鳥類についても、猟友会に協力してもらい捕獲を行っている。 	<p>鳥獣被害は増加傾向にあるにも関わらず、猟友会会員の高齢化や市内若年層の新規加入が少ないため、有害鳥獣捕獲従事者の減少や行動範囲の縮小が懸念される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 個人への防除ネット等購入費補助 電気柵等を購入した一定の条件を満たす個人に対して市による購入費の助成を行う。 中山間地域総合整備事業 計画地域を囲む大規模な鳥獣柵の設置。 	<p>利用する農家は多いものの、農地に設置することを目的としているため、民家周辺への被害防除の目的としては利用できない。</p> <p>広範囲で柵の設置ができるものの、道路や設置不可能箇所からの侵入が見受けられる。</p>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣巡視員による巡回及び鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等。 鳥獣被害報告箇所について、鳥獣巡視員が巡回し、住民に対して被害防止を目的とした鳥獣の習性や被害防止技術等を教えている。 	<p>鳥獣の習性や被害防止技術等を教えているが、効果が十分に出ていない箇所が多く、鳥獣被害があまり減少していないのが現状である。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

補助事業等で導入した防護柵等については地元住民と協力し維持管理を徹底し、効果的に農作物の鳥獣防除を行う。

上野原市鳥獣被害対策実施隊により個体数調整のための管理捕獲を実施し、令和8年度以降についても、県特定鳥獣保護管理計画等を踏まえ実施していく。

【イノシシ・シカ】

防除ネット等補助事業の活用により農地への被害対策はできつつあるため、捕獲活動を積極的に行い個体数を減らすことで農業被害の軽減を図る。

【ニホンザル】

神奈川県と連携した市境の群れの行動域調査や、ニホンザル用首輪型GPSを活用した他の群れの行動域の把握を行い、大型囲い罠等による捕獲活動を積極的に行い、個体数の減少を図る。

【アライグマ】

山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、目撃情報や被害状況を把握し、農作物被害、生活環境被害を防止するため、地元住民と協力し箱罠による捕獲活動を積極的に行い、野外からの完全排除を図る。

【アナグマ】

地域住民と協力し箱罠による捕獲活動を実施し被害の軽減を図る。

【ハクビシン】

地域住民と協力し箱罠による捕獲活動を実施し被害の軽減を図る。

【タヌキ】

地域住民と協力し箱罠による捕獲活動を実施し被害の軽減を図る。

【カワウ】

桂川漁業協同組合と連携し、鳥獣被害対策実施隊の協力のもと、飛来数の継続的な定期調査、追い払い、捕獲活動等を実施し被害の軽減を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「上野原市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣被害の防止捕獲等に関する取組を推進する。隊員は、①上野原市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者の中から、対象鳥獣捕獲員を市長が指名または任命する。ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルは特定鳥獣保護管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整し鳥獣保護法第9条第1項に規定する「鳥獣の保護又は管理の目的」で捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	・狩猟免許取得者の拡大を図る。 ・新規狩猟免許取得者かつ、上野原市鳥獣被害対策実施隊に加入する者の、狩猟免許取得のための費用の補助。
9年度	アナグマ ハクビシン タヌキ カワウ	・箱罠や囲い罠を活用した被害箇所における積極的な捕獲活動の実施。
10年度		

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】 市内全域での生息及び被害が報告されており、年々被害地域が広域化している傾向にある。耕作地周辺に出没する個体数を減らすことを目的に、過去の捕獲の実績（R4：113頭、R5：109頭、R6：139頭）をもとに設定した。</p>
<p>【ニホンジカ】 全国的な個体数の増加に伴い、本市においても捕獲頭数の増加が確認され、過去の捕獲の実績（R4：277頭、R5：358頭、R6：296頭）をもとに設定した。</p>
<p>【ニホンザル】 特に被害の多い地域を中心に、耕作地周辺に出没する個体数を減らすことを目的に、過去の捕獲の実績（R4：17頭、R5：25頭、R6：57頭）をもとに設定した。</p>
<p>【アライグマ】 山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、当市の野外からの完全排除を図り、過去の捕獲の実績（R4：17頭、R5：36頭、R6：57頭）をもとに設定した。</p>
<p>【アナグマ】 市内全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念されるため、過去の捕獲の実績（R4：30頭、R5：17頭、R6：36頭）をもとに設定した。</p>
<p>【ハクビシン】 市内全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念されるため、過去の捕獲の実績（R4：8頭、R5：17頭、R6：28頭）をもとに設定した。</p>
<p>【タヌキ】 市内全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念されるため、過去の捕獲の実績（R4：45頭、R5：31頭、R6：38頭）をもとに設定した。</p>
<p>【カワウ】 例年実施している調査で100羽前後の飛来が確認されていることを勘案し設定した。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	150	150	150
ニホンジカ	300	300	300
ニホンザル	50	50	50
アライグマ	30	30	30
アナグマ	30	30	30
ハクビシン	30	30	30
タヌキ	30	30	30
カワウ	100	100	100

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲については、上野原市鳥獣被害対策実施隊の銃器による捕獲を実施する。その際、特定猟具使用禁止区域内で実施する必要がある場合、事故防止のための防災放送や標識の設置等住民への周知を徹底した上で実施する。なお、アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画により、捕獲従事者養成研修会の受講者も捕獲できることとなっているが、事故防止等については、同様の対策を講じることとする。</p> <p>実施時期については、個体数調整のための管理捕獲として通年で実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>年間を通して市に寄せられる住民からの被害報告に基づき、その付近の山に入っての狩猟を行うことができるため、最新の被害情報を元に捕獲活動を行えることから、成果が出やすい。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
桂川流域	カワウ
市内全域	ハクビシン、アナグマ、タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ カワウ	・事業等で導入した防護柵は、地域住民と連携・協力し定期的な除草や柵の点検補修などの維持管理を徹底する。 ・個人で導入した電気柵については、維持管理の徹底を促し必要に応じて効果的な設置方法など防除の仕方を指導する。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で導入した電気柵については、維持管理の徹底を促し必要に応じて効果的な設置方法など防除の仕方を指導する。 ・カワウについて、現状では市内に繁殖地はないが、定期的な捕獲を行い数を減らしていく。また、定期的なパトロールにより、繁殖地の早期発見に努め、発見した場合は早期に除去し繁殖抑制を図る。 ・放任果樹の除去の促進を行う。
9年度	アライグマ アナグマ	
10年度	ハクビシン タヌキ カワウ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上野原市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の被害防止・捕獲などに関すること
上野原市役所産業振興課	鳥獣の被害防止・緊急時の現地調査
東部猟友会上野原支部	緊急時の現地調査・鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

上野原市役所産業振興課農村地域づくり担当
↓
上野原市鳥獣被害対策実施隊

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、適切に処理（焼却・埋没等）する。
アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキについては、焼却処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現時点では検討をしていない。
ペットフード	現時点では検討をしていない。
皮革	現時点では検討をしていない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現時点では検討をしていない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
上野原市役所産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全体の総括 ・ 被害状況等の取りまとめ ・ 協議会事務局
上野原市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家からの意見集約
東部猟友会上野原支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害捕獲の従事者 ・ 生息状況等の情報提供 ・ 捕獲活動に関する助言
J Aクレイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の被害に関する情報提供
桂川漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の被害に関する情報提供
新鮮野菜生産者の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物の被害に関する情報提供
北都留森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業分野に関する情報提供
南都留森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業分野に関する情報提供
富士・東部農務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野における技術的助言
富士・東部林務環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業分野における技術的助言
上野原市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣に被害防止・捕獲などに関すること

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県総合農業技術センター	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
相模原市緑区区政策課	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
かながわ鳥獣被害対策支援センター	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に「上野原市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進している。隊員は、①上野原市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、酒樓事故に係る損害賠償能力を有しているものの中から、対象鳥獣捕獲員を市長が指名または任命する・

実施隊員の人数は現時点で126名(令和7年12月末時点)おり、被害の連絡を受けた地域で対象鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

無し

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。